

昭和四十一年総理府・建設省令第一号

交通安全施設等整備事業の推進に関する法  
律施行規則

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法  
(昭和四十一年法律第四十五号) 第三条第一項及  
び第三項並びに第五条第一項の規定に基づき、交  
通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行規  
則を次のように定める。

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道  
路の指定の基準)

第一条 交通安全施設等整備事業の推進に関する  
法律(以下「法」という。)第三条第一項の規  
定による指定は、次の各号のいずれかに該当す  
る道路の区間について行うものとする。ただ  
し、当該道路の区間について特定交通安全施設  
等整備事業を実施すること以外の方法により、  
効果的に交通事故を防止することができると認  
められるときは、この限りでない。

一 当該道路の区間における一日当たりの自動  
車及び原動機付自転車(道路運送車両法(昭  
和二十六年法律第八十五号)第二条第二項  
に規定する自動車及び同条第三項に規定する  
原動機付自転車をいう。以下同じ。)の交通  
量が次の表の上欄に掲げる交通量に該当し、  
かつ、当該道路の区間における交通事故死傷  
率が、当該交通量に応じ、それぞれ同表の下  
欄に掲げる数値以上であるもの

交通量	交通事故 死傷率
五〇〇台以上一、〇〇〇台 未満	三〇〇
一、〇〇〇台以上三、〇〇〇 台未満	二五〇
三、〇〇〇台以上五、〇〇〇 台未満	二〇〇
五、〇〇〇台以上七、五〇〇 台未満	一五〇
七、五〇〇台以上一〇、〇〇〇 台未満	一〇〇
一〇、〇〇〇台以上	五〇

二 前号に掲げるものを除くほか、単位面積当  
たりの人の死傷に係る交通事故の発生件数が  
特に多いと認められる地区(市街地を形成し  
ている地域内にあるものに限る。)に含まれ  
るもの

三 前二号に掲げるものを除くほか、付近に保  
育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小

2  
当該道路の区間における1年間の交通事故による死傷者数 × 1億  
当該道路の区間における1日当たりの自動車及び原動機付自転車の交通量 × 365 × 当該道路の区間の延長(単位 キロメートル)

学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又  
は児童公園があること、市街地を形成してい  
る地域内にあり、かつ、交通が著しくふくそ  
うしていることその他特殊の事情により交通  
事故が多発するおそれが大きいと認められる  
もの

四 前三号に掲げるものを除くほか、交差点に  
おける交通量が特に多く、かつ、その周辺の  
道路において自動車交通の渋滞を来している  
こと又は沿道の土地利用の状況に照らし、交  
差点における交通量が特に多くなることが見  
込まれ、かつ、その周辺の道路において自動  
車交通の渋滞を来すおそれがあることその他  
の事情により交通環境の改善を行う必要性が  
高いと認められる地区であつて、効果的に交  
通事故を防止するために、交通の円滑を図る  
ことが特に必要であると認められる地区に含  
まれるもの  
前項第一号の交通事故死傷率は、次の式によ  
り算出するものとする。

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道  
路の指定の公示)

第二条 法第三条第三項の規定による公示は、次  
に掲げる道路の区間の区分に応じ、それぞれ当  
該各号に定める事項を官報に掲載して行うもの  
とする。

一 前条第一項第一号又は第三号に該当する道  
路の区間 道路の種類、路線名及び区間

二 前条第一項第二号又は第四号に該当する道  
路の区間 当該各号に規定する地区を表示す  
る法第三条第一項の規定に基づく道路の指定  
の日における行政区画その他の区域又は道  
路、河川、鉄道その他のもの

(特定交通安全施設等整備事業の実施計画の内  
容)

第三条 法第五条第一項の実施計画は、書類及び  
図面により、少なくとも次に掲げる事項を明ら  
かにしたものでなければならない。

一 特定交通安全施設等整備事業の概要及びそ  
の実施者別内訳

二 交通事故の態様並びに交通及び道路の状況  
(特定交通安全施設等整備事業の実施計画の提  
出)

第四条 法第五条第一項の実施計画を提出しよう  
とする都道府県公安委員会及び道路管理者は、  
当該実施計画を国家公安委員会及び国土交通大  
臣が指定する期日までに提出しなければならない。  
い。

(特定交通安全施設等整備事業の実施計画の変  
更)

第五条 前二条の規定は、法第五条第一項の実施  
計画の変更について準用する。

附 則 この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年四月一八日総理府・  
建設省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年四月二四日総理府・  
建設省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年五月七日総理府・建設  
省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十二年二月二六日総理  
府・建設省令第一〇号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律  
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平  
成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成十五年三月三十一日内閣府・  
国土交通省令第二号)

この命令は、平成十五年四月一日から施行す  
る。

附 則 (平成二十年四月九日内閣府・国  
土交通省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年一月三〇日内閣  
府・国土交通省令第三号)

この命令は、地域の自主性及び自立性を高め  
るための改革の推進を図るための関係法律の整  
備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定  
の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から  
施行する。

附 則 (平成二十七年三月一六日内閣府・  
国土交通省令第二号)

この命令は、子ども・子育て支援法(平成二  
十四年法律第六十五号)の施行の日(平成二十  
七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二九日内閣府・  
国土交通省令第一号)

この命令は、学校教育法等の一部を改正する  
法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の  
日(平成二十八年四月一日)から施行する。